

成田コスモ保育園運営事業者の施設整備等補助金不正受給について

区内で認可保育所3所(うち1所は分園)を運営する「株式会社コスモズ(以下、「コスモズ」という)」について、平成29年4月の「成田コスモ保育園」開設に当たり、園舎建設工事に係る施設整備等補助金を不正に受給していた事案が発生しましたので、以下のとおり報告します。

1 コスモズ、成田コスモ保育園について

(1) コスモズの概要

- 事業者名 株式会社コスモズ
- 代表者 代表取締役 佐野 浩
- 所在地 東京都小金井市東町四丁目42番1-206号
- 法人設立 平成24年4月13日
- 主な事業 私立認可保育所等の運営
(区内3所(うち1所は分園)、区外19所)

(2) 成田コスモ保育園の概要

- 運営開始 平成29年4月1日
- 場 所 杉並区成田西三丁目8番12号
- 定 員 122名(0歳:10名、1歳:18名、2歳:22名、3～5歳:各24名)
- 施設規模 建築面積:435.74㎡、延床面積:608.73㎡、園庭面積:764.66㎡
- 敷地面積 1,301.58㎡(区有地)

2 コスモズへの施設整備等補助金支給の経過について

- 交付申請の約4か月前からコスモズと申請内容の事前確認
- 平成29年3月31日付で、コスモズから杉並区保育所施設整備等補助金交付申請書(申請額は251,653千円)を受領
- 申請内容を審査し、同年5月22日付でコスモズに対し、施設整備等補助金251,653千円を支給

3 コスモズによる不正受給について

- 本事案は、令和5年3月15日付で、コスモズから区へ提出された顧問弁護士による調査報告書（以下、「顧問弁護士報告書」という）により発覚した。
- 顧問弁護士報告書により、コスモズは施設整備等補助金交付申請に当たって、本来補助対象ではない外構工事費24,530千円を補助対象の本体工事費に含めて申請していたことが判明した。
- その後、同年3月31日にコスモズから、本事案に関する社外調査委員会を設置し更なる調査を実施する旨の報告があり、同年5月15日付で報告書（以下、「社外調査委員会報告書」という）が提出された。
- 社外調査委員会報告書において、本体工事費とは分けて申請した防音フェンス工事費17,305千円についても、本体工事費に含めて二重に申請していたことが判明した。また、外構工事費の請求額についても、28,332千円に修正され、合わせて、45,637千円が不正に請求したとされている。

4 施設整備等補助金交付申請に係る区の審査について

- 区は、本事案を含め、施設整備等補助金交付申請の審査に当たっては、申請書とともに工事に係る契約書及び見積書・内訳明細書を提出させている。
- 本事案の審査に当たっては、見積書・内訳明細書に外構工事費の記載がなかったため、コスモズへ本体工事の中に外構工事費が含まれていないかと問い合わせ、含まれていない旨の回答を得た（顧問弁護士報告書にも同様の記載あり）。
- また、防音フェンス工事費についても同様に、契約書等を提出させているが、本体工事に係る見積書・内訳明細書に防音フェンス工事費の記載はなかった。
- こうしたことから、見積書・内訳明細書を意図的に改ざんされた状況であったため、区の補助金審査において、見抜くことは困難であった。
- なお、区は、本事案の発生を受けて、待機児童緊急事態宣言以降に整備した保育園に係る施設整備等補助金を対象（外構工事を伴わない改修工事のみによる整備を除く）に、同様の手法による不正がなかったか点検を実施し、外構工事を実施した49園、防音フェンス工事を実施した14園いずれについても問題ないことを確認した。

5 今後の対応

- 顧問弁護士報告書、社外調査委員会報告書について、請求金額の裏付となる挙証資料の提出を求めるなど、精査をした上で、返還金額を確定する。
- その後、杉並区私立保育所施設整備等補助金交付要綱に基づき、コスモズへ返還請求するとともに、区から国及び東京都へ返還する。